## 陳 情 文 書 表

受理番号	陳 情 第 35号
件名	審査庁を総務課で対応することについて
安旨	本年から、審査庁が処分庁と同じ部の課に制度が変更されたが、審査庁の機能が果たされていない。審査庁の取り扱いがばらばらで、同じ制度のもとで実施されているのに、弁明書等の様式が違ったりして、対応がまちまちである。市は審査庁に任せきりで、審査請求しても審査庁は手続を一向に進めず、おくれる旨の連絡もない。審査庁がそれぞれの判断で行っており、監督指導する部署はなく、行政不服審査法に定められた速やかな処理が行われていない。審査庁が審査請求を受け取ってからの手続が、今、どうなっているのか、おくれているのか等のチェックが全くされていない。以上の状況を改善するため、次のことを求め陳情いたします。記  1 審査庁を総務課に集約すること。 2 審査請求書を受けたら、速やかに手続を開始すること。
付 年月日 委員会	令和元年 12 月 3 日 第 1 項 第 2 項
受 理	令和元年 11 月 13 日 第 422 号